

(第一類 第八号)

第六十八回国会

農林水産委員会議録 第三号

(一一一)

昭和四十七年三月十六日(木曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 藤田 義光君

理事

仮谷 忠男君

理事 松野 幸泰君

理事 渡辺美智雄君

理事 合沢 栄君

理事

熊谷 義雄君

理事

三ツ林弥太郎君

理事 千葉 七郎君

理事

小山 長規君

理事

野原 正勝君

理事

安田 貴六君

理事

瀬野栄次郎君

理事

角屋堅次郎君

理事

中澤 茂一君

理事

松沢 俊昭君

理事

長谷部七郎君

理事

田中 恒利君

理事

津川 武一君

理事

農林大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

農林省農地局長 三善 健二君

出席政府委員

水産庁長官 太田 康二君

出席政府委員

農林水産委員会 尾崎 耕君

出席政府委員

農林水産委員会 尾崎 耕君

本日の会議に付した案件

土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六十五回国会開法第一〇〇号)

漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出第二

九号)

中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案(内閣提出第三二号)

漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案(内閣提出第三二号)

漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案(内閣提出第三二号)

漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案(内閣提出第三二号)

漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案(内閣提出第三二号)

○藤田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、漁港法の一部を改正する法律案、中

小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案、中

漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案の

各案を議題とし、趣旨の説明を順次聴取いたしま

す。赤城農林大臣。

漁港法の一部を改正する法律案

漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)の一

部を次のように改正する。

号イ中「外かく施設」を「外郭施設」に、「こう

門」を「閘門」に改め、同号ロ中「けい留施設」

を「係留施設」に、「けい船浮標、けい船くい、

さん橋、浮さん橋」を「係船浮標、係船くい、

栈橋、浮桟橋」に改め、同号第二号イ中「橋り、

よう」を「橋」に改める。

第六条中「左の通り」を「次のとおり」に、

「辺すうの地」を「辺地」に改める。

第十九条の二第一項中「ものをいう」の下に

「以下同じ」を加え、「基いて」を「基づいて」

に改める。

第二十条第二項中「左の」を「次の」に、「各

々」を「それぞれ」に改め、「北海道にあつては

百分の六十」の下に「(特定第三種漁港の外郭施

設及び水域施設については、百分の七十)」を加

え、「前条第一項の特定第三種漁港については、」

を「特定第三種漁港の外郭施設及び水域施設につ

いては、外かく施設」を「外郭施設」に、

「けい留施設」を「係留施設」に改める。

第二十三条第三項中「基づく」を「基づく」に、

「基いて」を「基づいて」に、「じゅん功の見込」を「完了の見込み」に改める。

第二十四条の二中「しゆん功認定」を「事業完了の認定」に改める。

第三十九条第一項中「水域」の下に「又は公共空地」を、「建設」の下に「若しくは改良(水面又

は土地の占用を伴うものを除く)」を、「採取」の下に「、土地の掘削若しくは盛土」を、「又は

水面」の下に「若しくは土地」を加え、「埋立」を「埋立て」に、「但し」を「ただし」に、「又は

漁港管理規程によつてする場合には」を「若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農林省令で

定める軽易な行為については」に改め、同条第二項中「前項の建設、採取、放流、放棄又は占用」

を「前項の許可の申請に係る行為」に改め、同条中第六項を削り、第五項を第八項とし、第四項を

第七項とし、同条第三項中「同項の規定に違反して建設された工作物の除却その他」を「その行為の中止、その建設した工作物の改築、移転若しくは除却又は」に改め、同項を同条第六項とし、同

条第二項の次に次の三項を加える。

3 農林大臣は、第一項の許可に漁港の保全上必

要な条件を附すことができる。

(土砂採取料及び占用料)

4 国の機関、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社又は地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百一十八号)に規定する港務局を含む)が、第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ農

林大臣に協議することをもつて足りる。

5 農林大臣は、漁港の保全上必要があると認め

る場合には、次の各号の一に該当する者に対し

て、第一項の許可を取り消し、その効力を停止

し、若しくはその条件を変更し、又はその行為

の中止、すでに建設した工作物の改築、移転若

しくは除却若しくは原状回復を命ずることがで

きる。

一 第一項の規定による許可に附した条件に違反した者

二 偽りその他不正な手段により第一項の許可を受けた者

三 第五項若しくは第六項の規定による改築、移転、除却若しくは原状回復又は前項の規定による施設を要する費用は、当該命令を受けた者の負担とする。

四 第五章中第三十九条の次に次の二条を加える。

(経過措置)

第三十九条の二 第五条第一項の規定による漁港の指定の際現に権原に基づき、前条第一項の規定により許可を要する行為を行なつている者は、從前同様の条件により、当該行為について

第五条第二項の規定による漁港の区域の変更の際現に権原に基づき、その変更に伴い新たに前条第一項の規定により許可を受けるものとみなす

こととする。第五条第二項の規定による漁港の区域の変更の際現に権原に基づき、その変更に伴い新たに前条第一項の規定により許可を受けるものとみなす

こととする。

第三十九条の三 漁港管理者の長は、農林省令で

定める基準に従い、漁港の区域内の水域(漁港

管理者以外の者がその権原に基づき管理する土

地に係る水域を除く)及び公共空地について第

三十九条第一項の規定による採取又は占用の許

可を受けた者から土砂採取料又は占用料を徴収

することができる。ただし、同条第四項に規定する者については、この限りでない。

2 漁港管理者の長は、規則の定めるところによ

り、偽りその他不正の行為により前項の土砂採

取料又は占用料の徴収を免れた者から、その徴

収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過

急金を徴収することができる。

3 第一項の土砂採取料及び占用料並びに前項の

過怠金は、当該漁港管理者の収入とする。

4 農林大臣は、第三十九条第一項の規定による採取又は占用の許可をしたときは、すみやかに、当該許可に係る事項を当該許可に係る漁港の漁港管理者の長に通知しなければならない。

第四号中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「建設、採取」を「建設、改良、採取、掘削、盛土」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行

(経過措置)

2 国以外の者が特定第三種漁港について施行する漁港修築事業に要する費用のうち外郭施設又は水域施設の修築に要するものに係る負担金で昭和四十六年度の予算に係るもの（昭和四十七年度以降に繰り越されたものを含む。）について

の国への負担割合については、なお従前の例によ

る。

3 この法律の施行の際現に権原に基づき、漁港の区域内において政令で定めるトントンをこえない範

囲内において政令で定めるトントンを三千トンに改める。

4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

（地方自治法の一部改正）
4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
附則第六条の五に次の一号を加える。

四 漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十五条又は第三十九条の三の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、土砂採取料、占用料及び過怠金

理由

最近における漁港の整備の状況等にかんがみ、特種漁港修築事業に要する費用について国の負担割合を引き上げるとともに、漁港の維持管理の適正化を図るため漁港の区域内における行為の制限を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小漁業振興特別措置法の一項を改正する法律案

中小漁業振興特別措置法の一項を改正する法律

中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「二千トンをこえない範

囲内において政令で定めるトントンを三千トンに改める。

第三条第一項中「政令で定めるところにより」を「おおむね五年を一期として」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（中小漁業構造改善計画の認定等）

第三条の二 指定業種のうちその業種に係る中小漁業の構造改善を図ることが当該業種に係る漁業を営む中小漁業者の経営を安定させるため緊急に必要であると認められるもので政令で定めるもの（以下「特定業種」という。）に係る漁業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とする漁業協同組合その他の政令で定める法人（以下「漁業協同組合等」という。）は、その構成員たる中小漁業者が営む特定業種漁業に係る水産資源の利用の適正化、経営規模の拡大、生産行程についての効率化その他の構造改善に関する事業（以下「構造改善事業」という。）について中小漁業構造改善計画（以下「構造改善計画」という。）を作成し、これを農林大臣に提出して、その構造改善計画が

適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、構造改善計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第五条中「指定業種に係る漁業（以下「指定業種漁業」という。）を営む中小漁業者」を「次の各号に掲げる者」に、「その者が当該指定業種に係る振興計画において定められた経営の近代化の目標に達することとなるよう」を「当該各号に定める資金であつて、」に、「取得をするのに必要な資金」を「取得に必要なもの」に改め、同条に

次の各号を加える。

（中小漁業構造改善計画の認定等）

第三条第一項中「政令で定めるところにより」を「おおむね五年を一期として」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（中小漁業構造改善計画の認定等）

第三条の二 指定業種のうちその業種に係る中小漁業の構造改善を図ることが当該業種に係る漁業を営む中小漁業者の経営を安定させるため緊急に必要であると認められるもの（以下「特定業種」という。）に係る漁業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とする漁業協同組合その他の政令で定める法人（以下「漁業協同組合等」という。）は、その構成員たる中小漁業者が営む特定業種漁業に係る水産資源の利用の適正化、経営規模の拡大、生産行程についての効率化その他の構造改善に関する事業（以下「構造改善事業」という。）について中小漁業構造改善計画（以下「構造改善計画」という。）を作成し、これを農林大臣に提出して、その構造改善計画が

漁業を営む他の法人である中小漁業者に対し出資し、若しくは特定業種漁業を営む他の中小漁業者とともに出資して特定業種漁業を営む法人（会社及び法人税法別表第三に掲げる漁業生産組合以外の漁業生産組合に限る。）を設立することにより、当該特定業種漁業を営む中小漁業者のその漁業の生産性が著しく向上することとなると認められる旨の認定をすることができると認められる。

2 漁業協同組合等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その漁業協同組合等の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その漁業協同組合等に対して同一の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

3 漁業協同組合等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その漁業協同組合等の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その漁業協同組合等に対して同一の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

（報告の徴収）

第八条 農林大臣は、第四条の二第一項の認定を受けた漁業協同組合等に對し、構造改善事業の実施状況について必要な報告を求めることができ

る。

（罰則）

第九条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

2 漁業協同組合等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その漁業協同組合等の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その漁業協同組合等に対して同一の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

3 漁業協同組合等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その漁業協同組合等の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その漁業協同組合等に対して同一の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

2 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第三十八号）の一部を次のように改

正する。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

2 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第三十八号）の一部を次のように改

正する。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

1 この場合において、旧法第六十六条の四第

二項第五号中「同条第一項」とあるのは「同

条第三項」と、同条第二項中「第六条第二

促進法第十五条】に改める。

漁業協同組合整備促進法に基づく漁業協同組合の整備の進展にかんがみ、同法を廃止するとともに、漁業協同組合整備基金の解散、清算手続及び剩余財産の処分について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○赤城国務大臣　漁港法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

漁港は、漁業生産の基盤であり、かつ、水産物流通の拠点でありますことから、水産業の発達をはかるためには、漁港の整備を推進することが不可欠の要件であることは、御承知のとおりであります。このため、政府におきましては、昭和四十四年に国会の御承認を受けました第四次漁港整備計画に基づきましてその整備を推進しているところであります。

しかしながら、最近、漁獲量が増大するとともに漁船の大型化がはかられており、また、水産物の流通の改善が要請されておりまして、これに対処するためには、漁港の整備を促進することが、そう緊要となつてゐるのです。また、漁港につきましては、水域及び陸域並びに施設が有機的に結合することによって初めて十全の機能を發揮することができるものであります。このような観点から漁港の維持管理を一そく適正に行なうとしたことが、が要請されているのであります。

このような事情にかんがみ、特に公共性が高く、かつ、事業規模の大きい特定第三種漁港の整備を促進するとともに、漁港の維持管理の一そく適正化をはかることとし、この法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、特定第三種漁港の国の費用負担割合についての改正であります。

特に公共性が高く、かつ、事業規模の大きい定第三種漁港の漁港修築事業に要する費用についての国の負担割合のうち、外郭施設及び水域施設にかかるものを現行の百分の六十から百分の七十に引き上げ、地元負担の軽減をはかることとしたしました。

第二は、漁港の区域内における行為の制限についての改正であります。漁港の維持管理の一そそうの適正化をはかるため、漁港の区域内においては、水域のほか、公共空地で一定の行為をしようとする者も農林大臣の許可を受けなければならぬるものとするとともに、許可を要する行為として土地の掘削、盛土等を追加することとしたしました。

第三は、土砂採取料及び占用料を徴収し得る規定を設けたことであります。すなわち、漁港管理者の長は、漁港の区域内において土砂の採取または占用の許可を受けた者から土砂採取料または占用料を徴収することができるようにならしめた。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

わが国漁業の生産量は年々増加し、国民の動物性たん白質食料の重要な供給源として、国民经济上きわめて重要な役割りを果たしておりますが、中でも中小漁業は、国民の生活水準の上昇に伴い需要が増大している中高級魚及び多獲性魚の供給上重要な地位を占めております。

しかしながら、近年、わが国の中小漁業は、経営規模の拡大、資本設備の高度化等その合理化につとめておりますものの、これを取り巻く環境は

一段ときびしさを加えつつあります。政府といたしましては、中小漁業のわが國漁業に占める重要性にかんがみ、かねてからその振興をはかるため、中小漁業振興特別措置法に基づき金融及び税制上の特別措置を講じてまいりましたが、わが国の中、中小漁業をめぐるこのよくな情勢に対処してさらにその経営を安定させていくためには、特定の業種につき構造改善を進めることが緊要であります。

このよくな見地に立ちまして、最近における漁業事情等の推移に即応して振興措置の対象とする中小漁業者の範囲を拡大するとともに、中小漁業の構造改善に関する所要の規定等を加え、中小漁業の振興をさらに計画的かつ総合的に講ずるため、この法律案を提出いたした次第であります。

次にこの法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、振興措置の対象となる中小漁業者の定義につきまして、その使用する漁船の合計総トン数を二千トンから三千トンに引き上げ、その範囲を拡大することとしております。

第二は、指定業種のうちその経営を安定させる

ため緊急に構造改善をねがることが必要な業種を特定業種として指定し、当該業種について中小漁業構造改善計画の認定制度を設けることとしております。

第三は、この認定を受けた計画に従つて構造改善事業を実施する中小漁業者に対し、農林漁業金融公庫からの必要な資金の貸し付け及び税制上の特別措置を講ずることとしております。

その他構造改善計画の実施状況を把握するための報告の徴収等について所要の規定を設けることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案につきまして、その提案理由及び主要な内

容を御説明申し上げます。

漁業協同組合整備促進法は、経営不振にある漁業協同組合の整備を早急にはかるため、その指導及び助成を行なう法人の設立その他漁業協同組合の整備を促進するための措置を定めることを内容として昭和三十五年に制定されたものであります。

この法律に基づき、漁業協同組合の整備につき指導及び助成を行なう法人として同年八月に設立された漁業協同組合整備基金は、全国漁業協同組合連合会等からの出資金及び国からの無利息の貸し付け金を運用することにより生じた収益を財源として、その整備計画が適当である旨を都道府県知事が認定した漁業協同組合に対し信用漁業協同組合連合会等の金融機関が債権の利息の減免をし場合にその金融機関に対し利子補給を行なうとともに、都道府県知事の勧告により合併した組合に対し合併奨励金の交付を行なう等、漁業協同組合の整備のため多大の寄与をしてまいったのであります。

しかしながら、漁業協同組合整備基金の業務のうち主要業務である利子補給金交付業務は、漁業協同組合整備促進法に基づく漁業協同組合の整備計画の達成の最終期限が昭和四十七年三月三十一日に到来することとなつているため、昭和四十六年度をもつて終了することとなつてゐるのあります。

このような漁業協同組合整備基金に関する経過と特殊法人の整理統合に関する政府の方針とにかくみまして、この際漁業協同組合整備基金を解散することとし、その根拠法である漁業協同組合整備促進法を廃止するためにこの法律案を提出いたした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、漁業協同組合整備促進法は、この法律の施行のときにおいて廃止することとしたしております。

第二に、漁業協同組合整備基金は、この法律の

施行のときにおいて解散することとし、清算手続等につき所要の規定を設けることとしたしております。

第三に、清算人は、漁業協同組合整備促進法の規定により、残余財産を分配した後なお剰余を生じたときは、これを漁業協同組合整備基金の目的に類似する目的のために処分することができるよう、剰余財産の処分についての規定を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決
いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、漁港法の一部を改正する法律案、中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案、漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案に

ついて、補足説明を聴取いたします。太田水産厅
長官。
○太田(康)政府委員 漁港法の一部を改正する法
律案につきまして、提案理由を補足して御説明申
し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきります。

第一は、特定第三種漁港の漁港修繕事業についての国庫負担割合を引き上げたことであります。特定第三種漁港は現在全国で十一港が政令により定められており、これらの魚港は、その利用範囲

がきわめて広く、また、利用漁船数においても、本揚げ量においても特に規模が大きく、わが国の

漁業生産の基盤として、かつ、水産物の流通拠点として重要な役割りを果たしております。このように特に公共性が高く、かつ、事業規模の大きい特定第三種漁港の整備を円滑に推進するため、国以外の者が特定第三種漁港について施行する漁港修築事業に要する費用のうち外郭施設及び水域施

設の修築に要するものについての国の負担割合を現行の百分の六十から百分の七十に引き上げることとしております。

いて政令で定めるトン数」となつておりましたが、これを「三千トン」に引き上げることとし、その範囲を拡大しております。

とともに、構造改善計画に従つて合併出資を行なう者について法人税及び登録免許税の特例を認めることとしております。

第二回 特定業種にかかる規制に関する語彙
制度についての規定を第四条の一として追加することとしております。すなわち、指定業種のうち、その構造改善をはかることが当該業種にかかる

の徴収等の規定を第八条及び第九条として追加することとしております。すなわち、農林大臣は構造改善計画について認定を受けた漁業協同組合等に対し、構造改善事業の実施状況について必要な

緊急に必要であると認められるものを特定業種として政令で指定することとし、この特定業種にかかる漁業を営む中小漁業者を構成員とする漁業協同組合等は、その構成員たる中小漁業者が営む特定業種漁業にかかる水産資源の利用の適正化、経営規模の拡大、生産行程についての協業化その他の構造改善に関する事業につきまして、自主的に構造改善計画を作成し、これを農林大臣に提出し

報告を求める事ができる事とし、これに違反した場合に罰則を適用することとしております。以上をもしまして、中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

次に、漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきまして

ができるものとしております。
なお、構造改善計画の認定及びその取り消しに
関し必要な事項は、政令で定めることとしており
ます。

ただきます。
まず第一に、漁業協同組合整備促進法の廃止についてであります。これは第一条に規定いたしておられます。

す。すなわち、第二の認定を受けた計画に従つて構造改善事業を実施する中小漁業者に対し、農林漁業金融公庫法で定めるところにより、同公庫から必要な資金の貸し付けを行なうものとするとともに、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特別措置を講ずることとしております。
これらの措置の内容についてあつせて申し述べ

ついてであります。これは第二条に規定してお
り、この法律の施行のときにおいて解散すること
といたしております。

なお、この法律の施行のときは、附則第一条に
規定しておりますように、公布の日といたしてお
ります。

第三に、漁業協同組合整備基金の解散後におけ
る清算手続につきであります。これは第三条

な資金であつて漁船の改造、建造もしくは取得ま

税制面では、構造改善事業を実施する中小漁業者に対して構造改善計画の認定後五年間その有する漁船について二分の一の割り増し償却を認めるたは漁具その他の設備の改良、造成もしくは取得に必要なものを同公庫から年利六分五厘で貸し付けることとしております。

いたしております。

第四に、剩余財産の処分についてであります。これは第七条に規定しております。清算人が、第二項の規定により残余財産を各出資者に対し、出資額を限度として、出資額に応じて分配した後に剩余を生じたときは、これを基金の目的に類似する目的のために処分することができることいたします。

第五に、関係法律の規定等についての所要の整備及び経過措置についてであります。これは附則第二条以下に規定いたしております。

以上をもまして、漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案の提案理由の補足説明を終ります。

○藤田委員長 以上で補足説明は終わりました。質疑は後日に譲ることといたします。

○藤田委員長 第六十五国会より継続審査となっておりまます内閣提出、土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔本号末尾に掲載〕

○藤田委員長 本案につきましては、第六十五回

国会におきましてすでに趣旨説明を聽取ったとしておりますので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○藤田委員長 本案について審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。三ツ林弥太郎君。

○三ツ林委員 土地改良法の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたしたいと存じます。

この土地改良法の一部を改正する法律案は第六十五通常国会において昨年の三月十九日政府より提案され、自來六十六臨時国会、次いで六十七臨時国会において三たび継続審査となり、今国会においていよいよ実質審議を見るに至りましたが、この改正法案を審議するにあたりまして、まずその背景また問題点について申し上げてみたいと思います。

〔委員長退席、松野（幸）委員長代理着席〕

近年におけるわが国農業とこれをめぐる内外の諸情勢はまことにきびしいものがあることはいまさら申し上げることもないところであります。こゝのような状況に対処して、わが国農業を近代的な農業として確立するため、從来より進められてまいりた經營規模拡大に関する一連の施策に加えて、農業生産及び流通、加工等の体制を団体的に再編整備して高能率的な農業の展開をはかるという見地から、政府は農業団地育成事業に取り組まっているものと承知をいたしております。

一方、農業基盤整備事業は、農業生産性の向上と農家所得の増大、農産物流通の合理化及び農村社会生活近代化の基盤を整備するものとして、各種施策の効果を十分に發揮させるために不可欠の条件となつております。農業団地の育成上もまたきわめて重要な意義を有するものと思われます。

そこで、今後基盤整備事業の担当すべき分野はますます広がつて、その役割はますます重要となつてくるものと思われます。

しかしながら、他方、農業とこれをめぐる内外の情勢のきびしさは、基盤整備事業を推進する上にも無視し得ない影響を及ぼしているようにうかがわれます。

すなわち、まず第一に、兼業化の進行があげられます。農林省の発表にかかる昭和四十五年度年

次報告によりますと、総世帯に占める農家割合は、大都市近郊地帶において九割、中間、遠隔両

地帶においても三〇%を割り、農業經營に対する意向や依存の度合いを異にした少数の專業農家及び多数の兼業農家並びに非農家などの混在が進んだため、從来農村に存在していた農業者としての共同意識が希薄となり、農業の基盤整備等、農業近代化のために必要な地域としての意思統一が困難となってきたと述べております。

第二に、一般的な農産物価格の伸び悩みであります。さきの年次報告によれば、農産物の生産者価格は、四十三年度を境に上がり方が鈍りまして、從来の基調とは異なる動きを示している、としてあります。四十五、四十六年度も同様な傾向に推移すると見込まれており、このような価格の鈍化に対処し、農業所得の確保をはかるためにも一そく徹底した基盤整備事業の実施が要請せらるるにもかかわらず、農民、農家そのものについても一そく徹底した基盤整備事業の実施が要請せらるるのも好ましいことではあります。そこで、農業生産及び流通、加工等の体制を団体的に再編整備して高能率的な農業の展開をはかるとともに、農業として確立するため、從来より進められてまいりた經營規模拡大に関する一連の施策に加えて、農業基盤整備事業の役割り及びその重要性につきましては、御指摘と全く同意でござります。御指摘のような諸点をも考慮しながら、今後の農業基盤整備投資につきましては、次のような点に重点を置いて取り進めることといたしたいと考えております。

○赤城國務大臣 ただいまお述べになりました農業基盤整備事業の役割り及びその重要性につきましては、御指摘と全く同意でござります。御指摘のような諸点をも考慮しながら、今後の農業基盤整備投資につきましては、次のような点に重点を置いて取り進めることといたしたいと考えております。

第一には、適地適作を旨として、畜産、果樹、野菜等の畑作振興に重点を指向して、農道網の整備、畑地の整備等は、農村開発の見地から見ても好ましいことではあります。そこで、農業基盤整備投資につきましては、次のような点に重点を置いて取り進めることといたしたいと考えております。

第三に、農村地帯への都市化の影響が広くかつ深く進行していることであります。道路交通網の整備、工場の地方分散等は、農村開発の見地から見ても好ましいことではあります。そこで、農業基盤整備投資につきましては、次のような点に重点を置いて取り進めることといたしたいと考えております。從来、土地改良は水田を中心として進められてきましたが、いま申し上げましたように、

野菜等の畑作振興に重点を指向して、農道網の整備、畑地の整備等は、農村開発の見地から見ても好ましいことではあります。そこで、農業基盤整備投資につきましては、次のような点に重点を置いて取り進めることといたしたいと考えております。

第一には、適地適作を旨として、畜産、果樹、野菜等の畑作振興に重点を指向して、農道網の整備、畑地の整備等は、農村開発の見地から見ても好ましいことではあります。そこで、農業基盤整備投資につきましては、次のような点に重点を置いて取り進めることといたしたいと考えております。

第二に、水田につきましては、転作作物にかかる圃場条件の整備等を推進するとともに、適地における稻作経営の合理化をはかる方向で、農道網の整備及び用排水施設の整備を促進することとしたいと思います。

第三には、農業生産基盤にあわせて農村の環境基盤を総合的かつ計画的に整備することとを内容としますが、私はこの土地改良法改正法案の審議にあたり、たゞいま申し上げましたような見地から、改正法案を中心として今後の基盤整備事業の進め方に対する基本的問題点について、政府の見解をただしていきたいと思います。

第一に、今回の法改正は、多年事業関係者から要望されていたところであり、その内容も一応満足すべきものは考えられますが、そもそも基盤整備事業の内容自体につきましても、政策の重点

の推移、客観的情勢の変化等を反映して相当変わってきているのではないかと予想されるのです。が、今後の基盤整備事業及びその投資の指針についてお伺いたしますが、具体的に大臣よりお答えをいただきたいと思います。

また、これとの関係において、四十一年三月閣議決定された土地改良長期計画をどのようになさるつもりか、あわせてお尋ねいたしたいと思います。

を団地経営の基礎としての基盤整備というようなことを申されおりましたが、団地的なバイロット事業も行なうというつもりでありますので、その整備開発の確立に資することにしたい。

第四には、広域な未開発地を有する特定の地域についてでありますから、そういうところにおきましては、大規模な草地畜産基地を建設したい。そして地域全体に着目して畜産物の生産、流通、処理加工の各段階にわたる諸施設を総合的、計画的に整備するとともに、生産性の高い大規模な畜産経営を創出することを目的とする新事業の実施につきましての調査、検討をとり進めることとしたいと思います。

なお、土地改良長期計画につきましては、現行の計画が、昭和三十七年五月に公表された「農産物の需要と生産の長期見通し」等を基礎として、昭和四十一年三月に閣議決定されたものであり、その後において御指摘のとおり、計画作成の前提となつた諸条件が大幅に異なつてきておりますので、ただいま申し上げた農業基盤整備事業の整備拡充の方向を踏まえまして、昭和四十七年度におきまして改定すべく目下検討作業を進めていくところでございます。

要は、ただいま御指摘になりました真意に私も賛成いたしまして、そしてまた、現在農業として団地的経営その他新しく進めるその基礎である土地基盤整備を非常に重大視しまして、御指摘のような方向、また私が申し上げたような方向に土地基盤整備を進めていきたい、こう考えております。

○三ツ林委員 次に、現在の土地改良法は、基本的に農地法と同様、戦後農地改革により広範に創設せられた自作農の存在を前提とし、その自發的意思の結合により事業を実施するという仕組みをとつており、その基本的性格は、三十九年法改正による目的的改正があつた後においても基本的に変わらないものと考えている次第であります。

本章第1讲的主要内容是：什么是数据流？

ただいまの大臣の御答弁にありますように、基盤を総合的かつ計画的に整備すべきであることは、農政の新たな展開に即応して、積極的に推進すべきであります。しかし、あるいは四番目に答弁されましたが、あるいは四番目に答弁されますが、ここで大臣から、先ほど御説明されたとおり、地盤整備事業投資の基本の方針と今あるかとも思います。今回の法改関連を御説明いただきたいと思います。

また、私が先ほど指摘した現在推進するまでの具体的な問題点は、おいてはどのように考慮されていましたか？

○赤城国務大臣　ただいまお尋ねされますが、今後の基盤整備事業投資の実施は、すでに答えたよ

うことです。たは広域な未利用地の総合的開拓と農村環境整備、畠地帯の総合的整備等を重視して、農業生産基盤と農村環境整備事業を有機的に実施強化をはかるとともに、新たに目して、農業生産基盤と農村環境整備事業には、まず各種土地改良事業を統合して、その整備拡充をはかる考え方でございました。この整備拡充をはかる考え方でございましたが、この方向で基盤整備事業等における非農用地の取り扱いの制度の新設、こういうものを新たに設立した各種土地改良事業の総合的実施強化をはかるということが必要であるといたしました。したがいまして、改正法における見地から、市町村申請特許制度の新設、こういうものを新たに設立した各種土地改良事業の実施に際しての市町村長等でございますが、総合的にやるのをはかるということが必要であるといたしました。

ました農業生産のための事業といたして広域な未開拓地のための事業等の改正の必要なゆえに想するのであります。今回の法改正によるか、あわせて答弁のあつた基盤整備事業を基本的方向について、農道網の点として、その地域全体に着目して、その総合的整備を目指すを進める方向であります。

指摘の基盤整備事業推進上の現実的な
きましては、ただいま申し上げた措置の
農地受益者賦課、あるいは農業用用排水路
水の差しとめ請求等、農業用用排水路
の調整に関する規定を整備すること、
も含めて、以上のようにいたしたい、
うに考えております。

員 第三点として、基盤整備事業推進
負担の問題についてであります。た
く説明によれば、今回の法改正は客観的
の変化を考慮しつつ新しい政策的な要
るものとして、現段階においては一応満
足のとと考えますが、農民負担の軽減はな
く積極的な措置を伴わない限り画竜点睛
となるおそれがあります。もちろん事務
国庫負担の割合、償還条件等につきま
る諸制度とのバランス、国の助成する
低迷、兼業化の深化、生産調整等から
等の問題があるとは思いますが、先ほ
とにためらいの機運が一部にあることは
ざるを得ないと思います。

な見地から、大臣に前向きにこの問題
でいただきたいと思いますが、大臣の
たいと思います。

大臣 土地改良事業の受益者といいま
う者の負担の問題でござりますが、これ
私が考へておるよりもいきません。
うやつて、そうしてまあ受益者の負担とい
いにまで持つていいかと思うのです。
ところでは、土地改良事業の補助とい
うことでやつておりますが、この補助率を
上げていくということで進める以外に、
者の負担能力等を勘案して定められ
事業に対する補助率、公庫資金の貸し
につきましては、各種土地改良事業の
に考えていくようにはいきません。

いるもので
てきている
の問題につ
り巻く諸情
果を待つて
りたい。根
ども、まだ
申し上げた
す。
○三ツ林委
問題からし
水の既得水
よう位得水
ように伺つ
たしまして
込むといふ
せんが、現
していると
る農民の血
とであります
と現在の技
とはやむを
使用された
るものであ
的な性格の
な農業用水
またま生産
行政官庁の
更しようと
し、農業用
に考えます
現在、農
事業が予算
水の他に転
が、この際
を明確にお
○赤城國務
う)をさしあげます

ありますて、これまで逐次改善をやつところでありますて、今後ともこれらきましては、御指摘のよな農業を取勢の変化を考慮して、四十七年度は特をすることとしておりまして、その結果所要の措置を講ずるよう検討してまいります。もとより農業水利側といたい的にはいろいろ考えておりますけれどそこまでは行つておりますが、いまようなことで進めたいと思っておりま員 次に、最近水需要の増大と用地のとて、ダム建設の困難化に伴つて農業用利権に新たな水源を求める動きがあるております。もとより農業水利側といふもの、不必要的ものをいたずらにかかえ資勢をとり続けているものではあります。また、農業生産、特に稻作の特性いうわけではなく、過去数百年にわたり汗の結晶により建設、維持、管理して設によって取水が可能となつてゐるこ在の農業用水は決してただの水を浪費も、不必要なものをいたずらにかかえます。また、農業用水の相当部分は河川に還元されてしまいますので、この点都市用水とは基本術水準から見て相当な水を使用することの歴史的経過及び特性を無視して、たゞ一度調整等の特殊事情があることに乘じて許認可によつて農業本利権の内容を変更し願いたいと思います。

Digitized by srujanika@gmail.com

いとか、あるいは都市化に従いまして農業用水の都市用水への転用、こういうことも出てきております。しかし、都市用水への転用等にあたりましては、御指摘のような事情を十分考慮する必要があると私も考えております。改正法の運用に際しましても、農業に必要な水量は絶対に確保することを旨として、農民の過去の努力に対しましては妥当な補償を行なうよう、河川管理者とも十分協議してまいることとした考え方でございま

す。

○三ツ林委員 次に、改正法案の内容について若干お尋ねいたしたいと思います。

まず、圃場整備事業等における非農用地の取り込み等に関する改正であります。この点はかねて事業関係者から要望の強いところでありますし、また、農村の都市化や工場導入の観点から見て時宜を得たものと存りますが、工場用地等のため捻出する非農用地の規模、位置等は農業側から見て適正、妥当なものである必要があると考えます。農林省としてはどのような規模、位置等を考えているのか、またそれは制度上どのように担保されているのかを御説明願いたいと思いま

す。

○赤城国務大臣 事務当局から……。

○三善政府委員 ただいまの御質問は創設換地の規模、位置等についての御質問と思いますが、やはり圃場整備をいたします場合に、近い将来に農地の転用が相当行なわれるということが予想される地域で圃場整備をいたす場合でございますが、その場合、全く御指摘のような農業あるいは農地の有効的な合理的な利用、こういった観点から創設換地の規模、位置等について必要な限度においてこれを制限する考え方でございます。面積的に申しますと大体二割から三割程度を考えております。それから、そういった規模、位置につきましての制度上の保証といいますか担保といいますか、どういふになつてあるかという御質問でござりますが、制度上は、御承知のように、土地改良法の第一条の目的からいっても当然でございます

が、新しく八条の五項におきまして、創設換地は「適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえたものであること」という規定を設けておりました。第三十六条第八項において非農用地の受益に付する御指摘のよろしい御意見を承ります。改正法の第三項におきましても、換地計画については「農用地の集團化その他農業構造の改善に資するよう定めなければならない」というふうな規定を設けております。そういうことで創設換地の規模、位置等につきましては、制度的にもこれを限定したようなかくこうで担保していると申しますか、そういうふうにいたしております。

○三ツ林委員 次に、宅地等の取り込みにつきましては、特に都市近郊においては、農村に住宅がスプロール的に進出して、その排出する下水等に

より農業用水の汚濁の問題を起こしたり、あるいは農業用の排水施設の受益を受けたりしている実態があります。この点についても、今回の改正案では用排水路の利用関係の調整に関する改正がなされておりますが、一步を進めて、宅地等についても三分の二の同意で地区に編入し、農用地と同様の事業費負担を課するという考え方はないものか、この点について御見解を承りたい。

○三善政府委員 御承知のように、土地改良法は農業の基礎整備ということを前提にいたしておるわけでございます。その観点から同意とかあるいは負担等の仕組みを法的に仕組んでおるわけでござります。そういう意味におきまして、宅地等の非農用地を農用地と同様に取り扱うというようなことは行き過ぎではないかと考えております。したがいまして、賦課にあたってはこれを慎重に考えて運用することは当然のことだと思っております。

○三善政府委員 今度の改正によって総合事業を相手方がその差しとめの請求に応じない、こういう場合がもし万一ございましたならば、その場合には法的にはやはり一般的の訴訟に訴える、こういうことになるわけですが、その前に実際的に、こういう制度を明確化したことによつて、そういう必要はなかろうかと思つております。

また、非農用地の受益に対する賦課につきましては、非農家は、先ほど申し上げましたように、土地改良区の組合員とはしておりません。したがいまして、賦課にあたってはこれを慎重に考えて運用することは当然のことだと思っております。

○三善政府委員 今度の改正によって総合事業を相手方がその差しとめの請求に応じない、こういう場合がもし万一ございましたならば、その場合には法的にはやはり一般的の訴訟に訴える、こういうことになるわけですが、その前に実際的に、こういう制度を明確化したことによつて、そういう必要はなかろうかと思つております。

また、非農用地の受益に対する賦課につきましては、非農家は、先ほど申し上げましたように、土地改良区の組合員とはしておりません。したがいまして、賦課にあたってはこれを慎重に考えて運用することは当然のことだと思っております。

○三善政府委員 今度の改正によって総合事業を相手方がその差しとめの請求に応じない、こういう場合がもし万一ございましたならば、その場合には法的にはやはり一般的の訴訟に訴える、こういうことになるわけですが、その前に実際的に、こういう制度を明確化したことによつて、そういう必要はなかろうかと思つております。

また、この賦課をいたしました場合に、法律的にも知事の認可が必要でございまして、知事が認可いたします場合に、地域住民の代表と申しますか、市町村長の意見を聞くことになつておりますし、地域住民の代表でありますし、また農業開発の計画的な推進をしてまいるという観点から、市町村長が総合事業としてやることがこれは適切であるといふ判断をした場合にこの総合事業を実施することにしておりますので、農民の選択の自由を奪うというおそれはなかろうかと思つております。

○三善政府委員 今度の改正によって総合事業を相手方がその差しとめの請求が制度化されおりますが、工場排水、下水等による農業用排水路の汚濁、溢水は、農業上はもとより、地域環境保全の上からもきわめて深刻

な問題であります。この規定による差しとめ請求に相手が応じなかつた場合はどうなるのか。また、第三十六条第八項において非農用地の受益に付する御指摘のよろしい御意見を承ります。改正法の第三項におきましても、換地計画については「農用地の集團化その他農業構造の改善に資するよう定めなければならない」というふうな規定を設けております。そういうことで創設換地の規模、位置等につきましては、制度的にもこれを限定したようなかくこうで担保しておる

が、新しく八条の五項におきまして、創設換地は「適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえたものであること」という規定を設けておりました。第三十六条第八項において非農用地の受益に付する御指摘のよろしい御意見を承ります。改正法の第三項におきましても、換地計画については「農用地の集團化その他農業構造の改善に資するよう定めなければならない」というふうな規定を設けております。そういうことで創設換地の規模、位置等につきましては、制度的にもこれを限定したようなかくこうで担保しておる

が、新しく八条の五項におきまして、創設換地は

に基づき使用及び収益をする者又は第五十四条の二第五項（第八十九条の二第十項及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定により土地を取得した者は、これらの者としては、第一項の規定を適用しない。

第五条第六項又は第七項（これらの規定を第四十八条第七項（第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十七条の二第六項、第八十七条の三第六項及び第九十六条の二第五項において準用する場合を含む。）の承認又は同

意に係る土地（承認に係る土地にあっては、農用地及び第五十条第一項の道路等の用に供されている土地並びにこれらの土地以外の土地で、

その承認に際し、その承認をした行政庁又は地方公共団体が農用地として利用する旨を農業委員会に申し出たもの）を除き、同意に係る土地にあつては、その同意に際し、その同意をした第

一項第三号又は第四号に該当する者が（当該土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者が他に存するときは、その者の同意を得て）農用地として利用する旨を農業委員会に申し出た土地を除く。以下「特定用途地」という。）に

あつては、その同意に際し、その同意をした第一項第三号又は第四号に該当する者

が他に存するときは、その者の同意を得て）農用地として利用する旨を農業委員会に申し出た

土地を除く。以下「特定用途地」という。）に

あつては、その同意に際し、その同意をした第一項第三号又は第四号に該当する者

が他に存するときは、その者の同意を得て）農用地として利用する旨を農業委員会に申し出た

土地を除く。以下「特定用途地」という。）に

あつては、その同意に際し、その同意をした第一項第三号又は第四号に該当する者

が他に存するときは、その者の同意を得て）農用地として利用する旨を農業委員会に申し出た

土地を除く。以下「特定用途地」という。）に

あつては、その同意に際し、その同意をした第一項第三号又は第四号に該当する者

が他に存するときは、その者の同意を得て）農用地として利用する旨を農業委員会に申し出た

ないとき、農地保有合理化法人がその所有する農用地を貸し付けた場合において当該農用地が同法第七条第一項第十三号の指定を受けているとき、又は農地保有合理化法人がその借り受けている農用地を農地保有合理化促進事業（同法第三条第一項ただし書の農地保有合理化促進事業をいう。以下同じ。）の実施により貸し付けるまでの間一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務を以て農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

第五条第一項中「二以上の土地改良事業を包括したもの」の施行を目的とし、その他」及び「その各土地改良事業につきその施行に係る地域の重複を削り、同条第二項中「二以上の土地改良事業を包括したもの」の施行を目的とし、その他」を削り、同条第二項中「二以上の土地改良事業を包括したもの」の施行を目的とし、その他」を削り、「全体構成」の下に「次項において同項を同条第六項とし、同条第四項中「農用地造成事業等」に改め、同条第五項を同条第三項中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等」に改める。

第七条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に「農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の工事に関する事項は、換地計画を定める土地改良事業でその施行に係る地域のうちに

農用地以外の用に供する土地（その土地改良事

業によって生ずる土地改良施設の用に供する土

地を除く。）として工事を施行する土地を含むも

のに、その工事を施行する土地の区域（以下「非農用地区域」という。）とその他の土地

の区域を分けて、そのそれぞれにつき定めなけ

ればならない。

三 前号に掲げる場合のほか、当該土地改良事

業の施行に係る地域の自然的経済的社會的諸

条件からみて当該地域内にある農用地の一部

がその施行後において農用地以外の用途に供

されることが見通される場合は、当該地域

内において引き続き農用地として利用されるべき土地の効率的な利用を確保する見地からみて、当該非農用地区域がその農用地以外の用途に供することを予定する土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域に特定する者の全員の同意がなければならない。

第六条の見出し中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等」に改め、同条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「当該農用地造成事業」を「当該農用地造成事業等」に、「農用地造成事業に係る農用地についての」に「農用地造成事業に参加する」を「農用地造成事業等に参加する」に改め、同条第二項中「農用地造成事業等に係る農用地造成事業」を「農用地造成事業に参加する」を「農用地造成事業等に参加する」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の工事に関する事項は、換地計画を定める土地改良事業でその施行に係る地域のうちに

農用地以外の用に供する土地（その土地改良事

業によって生ずる土地改良施設の用に供する土

地を除く。）として工事を施行する土地を含むも

のに、その工事を施行する土地の区域（以下「非農用地区域」という。）とその他の土地

の区域を分けて、そのそれぞれにつき定めなけ

ればならない。

三 前号に掲げる場合のほか、当該土地改良事

業の施行に係る地域の自然的経済的社會的諸

条件からみて当該地域内にある農用地の一部

がその施行後において農用地以外の用途に供

されることが見通される場合は、当該地域

内において引き続き農用地として利用される

べき土地の効率的な利用を確保する見地から

みて、当該非農用地区域がその農用地以外の

用途に供することを予定する土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域に特定する者の全員の同意がなければならない。

第六条の見出し中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等」に改め、同条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「前条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第六項中「行う」を「行なう」に改め、同条第一項中「前条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第六項中「行う」を「行なう」に改め、同条第一項に次のたゞし書を加える。

二 当該土地改良事業の施行に係る地域内における農用地の集団化その他農業構造の改善に資する見地からみて、当該非農用地改良施設を除く。の用に供する土地又は国

域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

二 当該土地改良事業の施行に係る地域内農業を営む者の生活上若しくは農業經營上必要な施設（その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設を除く。）の用に供する土地又は國

若しくは地方公共団体の計画からみて当該土地改良事業の施行に係る地域内に近く設置することが確実と見込まれる公用若しくは公共の用に供する施設（その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設を除く。）の用に供する

ための土地が新たに必要な場合には、当該非農用地区域が当該施設の用に供する土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

三 前号に掲げる場合のほか、当該土地改良事

業の施行に係る地域の自然的経済的社會的諸

条件からみて当該地域内にある農用地の一部

がその施行後において農用地以外の用途に供

されることが見通される場合は、当該地域

内において引き続き農用地として利用される

べき土地の効率的な利用を確保する見地から

みて、当該非農用地区域がその農用地以外の

用途に供することを予定する土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこ

えないものであること。

三 前号に掲げる場合のほか、当該土地改良事

業の施行に係る地域の自然的経済的社會的諸

補者が選舉すべき役員の定数以内にあるとき
は、投票を省略することができる。
第十八条中第十七項を第十八項とし、第十一項
から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十項の
に次の一項を加える。

役員（設立当時の役員を除く）は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員が総会において選任することができる。

第三十六条第一項中の「の規定」を、「第九十一条第九項又は第九十一一条第五項の規定」に改め、同条第二項中「当つては」を「當たつては、地積、用水量その他の客観的な指標により」に改め、同

9 条第三項中「外」を「ほか、定款の定めるところにより」に改め、同条に次の二項を加える。

8 土地改良区は、第一項又は第二項の規定による場合のほか、定款の定めるところにより、都道府県知事の認可を受け、その行なう土地改良事業によつて利益を受ける者で省令で定めるものから、その者の受ける利益を限度として、その土地改良事業に要する経費の一部を徴収することができる。

9 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村長の意見をきかなければならない。

第三十九条の次に次の二項を加える。

第三十六条の二 土地改良区は、政令の定めるところにより、定款で、組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものとを当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した

場合を除くには、当該組合員から、当該土地に係る部改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から前条第一項の規定により当該費用に充てるためその土地につき賦課された金銭その他の額を差し引いて得た額の全部又は一部を徵

2 収することができる。
土地改良区は、定款の定めるところにより、

て準用する第九十条第四項の規定により徵収される金銭に充てるため、その徵収の原因となつた行為をした組合員から、その徵収される金銭のうちその者に係る部分の額を徵収することが

第三十八条中「第三十六条第一項又は第三項」を「第三十六条第一項、第二項若しくは第八項又は第三十六条の二」に改め、「以下」を「第八十九条の二第十三項の規定により徴収すべき仮清算並等を含む。以下」に改める。
第四十条第一項本文中「行う」を「行なう」に改め、「都道府県知事の認可を受け」を削り、「起し」を「起よし」に改め、同項ただし書を削る。
第四十七条第一項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改め、同条第二項中「第七条第五項」を「第七条第六項」に改める。

第四十八条第一項中「二以上の土地改良事業を包括したものの施行を目的とし、その他」及び「その各土地改良事業につきその施行に係る地域の重複その他の」を削り、同条第三項中「二以上の土地改良事業を包括したものの施行を目的とし、その他」及び「他」を削り、「左の」を「次の」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「行おう」を「行なおう」に、第八条第五項を「第八条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項前段中「第五条第五項、第七条第四項及び第五項」を「第七条第五項及び第六項」に改め、「第五項の規定」の下に「(第三項に規定する場合にあつては、これらの規定

定」を加え、同項後段中「第五条第五項」を「第五条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等」に、「その施行に係る地域」を「農用地造成地域」に、「第五条第四項」を「第五

第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「農用地造成事業に係る土地改良事業の計画」を「農用地造成事業等に係る土地改良事業計画」に改め、「也或は」との是用を去成る旨に

「地域」は「地域がその農用地造成事業の施行に係る地域」を「地域がその農用地造成事業等に係る農用地造成地域の全部又は」に改め、「又は新たに農用地造成事業」を「農用地造成事業等でない事業を農用地造成事業等とするために土地改

「良事業計画の変更をし、又は新たに農用地造成事業等」に、「前項」を「第三項又は前項」に、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 土地改良区は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域の変更で省令で定める軽微なものをしてやうとする場合においては、当該変更について、その変更により新たに当該地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意及びその変更に

よりその変更後のその土地改良事業の施行に係る地域に該当しないこととなる地域内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意をもつて前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意に代えることができる。

第五十条第一項中「かんがい排水路」を「用排水路」に改める。

第五十二条第七項中「第七条第四項及び第五項」を「第七条第五項及び第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項の会議」を「第五項の会議」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又

はその他の使用及び収益を目的とする権利」を「第五条第七項に掲げる権利」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第五項とする。

この場合には、前項の規定によりきいた意見の内容を示さなければならぬ。

第五十一条第二項中「前項」を第一項に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

第1項の被其請負を定めるには省令の規定によることにより、次項の規定による議決前に農用地の集團化に関する事業についての専門的知識及びその事業に係る実務の経験を有する者で政令で定める資格を有するもの意見をきか

2 第五十二条第一項の次に次の一項を加える。
土地改良事業の施行に係る地域を数区に分け
てそれぞれ前項の換地計画を定める場合におい
て、必要があるときは、一の区に係る換地計画
において、他の区の区域内にある土地を從前の
土地として、これにつき換地を定め、又は定め
ないことができる。この場合には、その從前の
土地とされた土地は、当該一の区以外のいずれか
の区に係る換地計画においても、從前の土地と
することができない。

書」を「前条第一項たなし書」に改め、同条第四項中「第八条第一項及び第五項」を「第八条第六項」とし、「同条第五項」を「同項」に改める。

第五十二条の三第一項中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改め、同条第二項中「この場合において」の下に「、同条第二項中「前条第二項に掲げる技術者」と「同条第六項」とあるのは「前条第六項に掲げる者」と「あるのは」に改める。

第五十三条第一項中「左に」を「次に」に、「第十二条第三項」を「第五条第七項」に改め、第一号を第三号とし、第一号を第一号とし、同号の前に次の二号を加える。

「農業用排水施設」に、「行う」を「行なう」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 土地改良区は、その管理する農業用排水路その他土地改良施設（土地改良区が委託を受けた他の土地改良施設（土地改良区が委託を受けたこれらの施設を含む））が、市街化の進展その他の社会的経済的諸条件の変化に伴い下水道その他の土地改良施設以外の施設の用に兼ねて供することが適当であると認められるに至つた場合には、関係地方公共団体、関係事業者その他の関係人に対し、当該土地改良施設を当該施設の用に兼ねて供すること及びその兼ねて供する場合における当該土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項につき協議を求めることができる。この場合において、当該土地改良施設がその土地改良区が委託を受けて管理するものであるときは、あらかじめ、その委託をした者の同意（その委託をした者が国又は地方公共団体である場合においては、その承認）を得なければならぬ。

第五十七条の二第一項中「かんがい排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（以下「土地改良施設」という。）」を「土地改良施設」に改める。

第五十七条の二第一項中「かんがい排水施設」を「農業用排水施設」に改め、「当該土地改良事業計画で定めるものを除き」を削り、同条に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第一項又は前項の認可をしたときは、省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第二章第一節第三款第一目中第五十七条の二の次に次の二項を加える。

（予定外廃水の排除等のための措置）

第五十七条の三 土地改良区は、前条第一項の規

定により管理規程を定めて管理する農業用排水路に、当該管理規程で予定する廃水以外の廃水が排出されることにより、当該農業用排水路の管理に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該管理規程の定められた停止することその他の必要な措置をとるべきことを探ることを求めることができる。

第六十八条第二項中「第十八条第十五項から第十七項まで」を「第十八条第十六項から第十八項まで」に改める。

第八十二条第一項を第二項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 役員（土地改良区連合設立当時の役員を除く。）は、前項本文の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、総会で選任することができる。

第八十五条第二項中「二以上の土地改良事業を包括したものの施行を申請し、その他」を削り、同条第三項中「農用地造成事業の施行」を「農用地造成事業等の施行」に、「農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての」に改め、同条第四項中「第五条の二」を第八十五条の二とし、第八十五条の二を第八十五条の三とし、第八十五条の次に次の二項を加える。

第八十五条の二 市町村は、農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項又は第九条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）を達成するため必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、その農業振興地域整備計画に定める土地改良事業を国又は都道府県が行なうべきことを、（その土地改良事業の施行に係る地域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、当該関係市町村が共同して）国営土地改良事業にあっては農林大臣に、都道府県営土地改良事業にあっては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

5 第一項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。

6 第一項の場合（次項の規定により市町村の議会の議決を経て第一項の規定による申請をする場合を除く。）には、第五条第六項及び第七項の規定を準用する。

6 政令で定める基幹的な土地改良施設の新設又は変更を内容とする第一条第二項第一号に掲げる事業であつて、その他の土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業と一体となつてその効果が生じ又は増大するもののうち、当該他の土地改良事業の計画内容がなお未確定であるため第二項の三分の二以上の同意を求めることが適當であるときは、当該事業が計画内容を確定して施行される確実な見込みがあり、かつ、その確定をまつて当該第二条第二項第一号に掲げる事業に着手する良事業の計画内容がなされると認められる場合に

下「地方公共団体等有資格地」という。）についての第二条第二項第三号に掲げる事業（以下「農用地造成事業」という。）に、「当該農用地造成事業の施行に係る地域内にある土地を権原に基づき使用し及び収益している」を「当該地方公共団体等有資格地について第三条に規定する資格を有する」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地方公共団体等は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の農用地造成事業の計画の概要につき市町村長の意見をきかなければならない。ただし、市町村が当該申請をする場合には、当該市町村の長の意見については、この限りでない。

第八十五条の二を第八十五条の三とし、第八十五条の次に次の二項を加える。

第八十五条の二 市町村は、農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項又は第九条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）を達成するため必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、その農業振興地域整備計画に定める土地改良事業を国又は都道府県が行なうべきことを、（その土地改良事業の施行に係る地域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、当該関係市町村が共同して）国営土地改良事業にあっては農林大臣に、都道府県営土地改良事業にあっては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

5 第一項の場合（次項の規定により市町村の議会の議決を経て第一項の規定による申請をする場合を除く。）には、第五条第六項及び第七項の規定を準用する。

6 政令で定める基幹的な土地改良施設の新設又は変更を内容とする第一条第二項第一号に掲げる事業であつて、その他の土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業と一体となつてその効果が生じ又は増大するもののうち、当該他の土地改良事業の計画内容がなされると認められる場合に

施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定めるところにあっては全体構成）及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（省令で定められた停止することその他の必要な措置をとるべきことを探ることを求めるものに限る。）がある場合にはその土地改良事業に係る予定管理方法等その他必要な事項を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定められた停止することその他の必要な措置をとるべきことを探ることを求めるものに限る。）がある場合にはその土地改良事業に係る予定管理方法等その他必要な事項を

畜の業務を営む者とみなされるものを含む。以

2 市町村は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定められた停止することその他の必要な措置をとるべきことを探ることを求めるものに限る。）がある場合にはその土地改良事業に係る予定管理方法等その他必要な事項を

施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定められた停止することその他の必要な措置をとるべきことを探ることを求めるものに限る。）がある場合にはその土地改良事業に係る予定管理方法等その他必要な事項を

三第十二項の規定により同意を得なければならぬ地方公共団体等である都道府県の知事を除く。」と、同項及び第五項中「関係市町村長」とあるのは「関係市町村長（その変更について第八十七条の三第十二項の規定により同意を得なければならない地方公共団体等である市町村

の長を除く」と読み替えるものとする。第八十七条の三第六項を同条第十三項とし、同条第五項中「第八十五条の二第一項」を「第八十五条の三第一項」に、「土地について権原に基づく

「使用及び収益をしている」を「地方公共団体等有資格地について第三条に規定する資格を有する」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「第八十五条の二第一項」を「第八十五条の二第一項」に、「土地を地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している場合でその土地が係る地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るものである」を「土地が地方公共団体等有資格地である」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項の次に次の七項を加える。

い。

第一項に規定する土地改良事業計画の変更をするには、農林大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、同項の規定による公告をする前に、その公告をする事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときになつては、その者と協議しなければならない。

都道府県知事は、国営土地改良事業につき、農林大臣と前項の規定による協議をする場合に、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。

項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第四十八条第四項中「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第八十七条の三第一項の三分の二以上の同意」と読み替えるものとする。

農林大臣又は都道府県知事は、市町村特別由請事業に係る土地改良事業計画につき省令で定める重要な部分の変更をしようとする場合には、あらかじめ、省令の定めるところにより、その変更後の土地改良事業計画の概要及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後

10 第七項の場合には、第八条第一項及び第三項並びに第八十七条第五項から第十項までの規定を準用する。

第八十八条の二中「左に」を「次に」に、「行う」を「行なう」に改め、同条第一号中「かんがい排水施設」を「農業用排水施設」に改める。

第八十九条の二第二項中「第五十二条第二項から第五項まで」を「第五十二条第一項、第三項、第五项前段、第六項及び第七項」に、「同条第四项」を「同条第六项」に、「同条第五项」を「同条第三项中「内容」の下に「これに係る事前措置を含む。」を加え、「第五十三条の三の二」を「第五十三条の三の二」に改め、同条第三項中「内容」の下に「これに係る事前措置を含む。」を加え、「第五十三条の三」を「第五十三条の三の二」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

(第五十三条の三の二第一項において準用する場合を含む。)中「土地改良区、市町村」とあるのは「国又は都道府県、土地改良区、市町村」と、「土地改良区が」とあるのは「農林大臣又は都道府県知事が」と読み替えるものとする。

第一項」を「第五十三条の二」の「第一項」に、
五十二条第三項を「第五条第七項」に改め、同項
第十項中「前九項」を「前各項」に改め、同項
を同条第十四項とし、同条第九項中「、第四項」
を第二項第一と「及ぶ第四項から第六項まで」と

11 国又は都道府県は、第三項において準用する「第五項」を「一方で第五項及び第六項」に、「第五十四条の二第一項及び二」を「同条第六項中「第一項の換地処分、第三項の規定による届出」とあるのは「第八十九条の二第九項の換地処分」と、三項を加える。

第五十三条の二の三第三項、第八項において準用する第五二三条の二又は前項二る、て準用す

用する第五十三条の二又は前項において準用する第五十四条の三の規定により、仮清算金、補償金、清算金その他の金銭（以下第十三項にまでにおいて「仮清算金等」という。）を土地改良区の地区内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に支払い、又はこれらの者から徴収する場合には、省令の定めるところにより、反省算金等をこれらの方に支払ひ、又は

より、仮清算金等をこれらの方に支拂つて、これらの者から徵収するのに代えて、これらの者に支払うべきすべての仮清算金等の額（第百二十三条第一項の規定により供託しなければならない金額の額を除く。）を合計して得た額に相当する額の金額をその土地改良区に支払い、又はこれらの者から徵収すべきすべての反青算金等を

12
等の額を合計して得た額に相当する額の金銭が
その土地改良区から徴収することができる。
の場合には、これらの者に係る仮清算金等の明
細を明らかにして、その支払又は徴収の期日を
相当期間前までにその旨をその土地改良区に通
知しなければならない。

を受けた場合には、省令の定めるところにより、その支払の通知に係る同項の仮清算金等の明細に従い、仮清算金等をその地区内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に支払わなければならぬ。

れる金錢を国又は都道府県に納付した場合は、省令の定めるところにより、その徴収の通知に係る同項の仮清算金等の明細に従い、仮清算金等をその地区内にある土地につき第五条第一項に掲げる権利を有する者から徴収することができる。

第八十九条の二第八項中「第五十二条第三項」を「第五条第七項」に改め、同項を同条第九項にし、同条第七項中「前項」を「第六項」に、「第二十三条の六第一項後段及び第二項」を「第五十二条第一項後段及び第三項」に改め、「第五十二条第一項後段及び第三項」

7 農林大臣又は都道府県知事は、喚出遞付を行
三条の八の規定を」の下に「前項の規定による
使用及び収益の停止については第五十三条の六第
一項後段及び第三項並びに第五十三条の七の規定
を」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項
の次に次の一項を加える。

なう前において、第三項において準用する第五

十三条の二の三第三項の規定により仮清算金が支払われた土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益す

ることを停止させることができる。
第八十九条の二の次に次の二条を加える。

(清算金等の徵収)

第八十九条の三 国は、前条第八項において準用する第五十三条第一項に規定する事項、すな

する第五十三条の八第一項若しくは第二項前項第十項二つにて準用する第五十四条の三又は

前条第十一項の規定により徵收すべき金錢（以

下この条において「清算金等」と総称する。)を

納付しない者がある場合には、督促状により期

限を指定してその支払を督促しなければならぬ
い。

2 国は、前項の規定による督促をした場合にお

いて、その督促を受けた者がその督促状で指定

する期限までに清算金等を支払わないときは、

その期限満了の日の翌日から清算金等の支拂のある日までの日数を「滞納額」、年十

四・五パーセントの割合により計算した金額を

延滞金として徴収することができる。

3 清算金等及び前項の延滞金は、国税滞納処分

の例により処分することができる。この場合に

において、清算金等及び同項の延滞金の先取特權の頃立は、国税及び地方税二枚づものとする。

4 第一項の規定による督促は、民法第五十ニ

条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有す

る。

5
國稅通則法（昭和三十七年法律第六十六号）

第十一條(書類の送達) 第三十八條第一項(繰上請求)、第六十二条(都納付が行なつれども

二論卷第六

合の延滞税の額の計算等)、第六十三条(納稅の猶予の場合の延滞税の免除)、第一百八十八条第三項(附帶税の額を計算する場合の端数計算等)及び第一百九十四条(附帶税の確定金額の端数計算等)の規定は、清算金等の徴収について準用する。この場合において、同法第六十二条及び第六十三条中「延滞税」とあり、同法第一百八十三条第三項及び第一百九十四条中「附帶税」とあるのは、「延滞金」と読み替えるものとする。

第九十条第一項中「国営土地改良事業」の下に「市町村特別申請事業を除く。」を加え、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第三項中「行う」を「行なう」に、「外」を「ほか」に、「第九十四条の八第四項」を「第九十四条の八第五項第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。」に改め、同条第五項中「国営土地改良事業」の下に「市町村特別申請事業を除く。」を加え、同条第七項中「第九十四条の八第四項」を「第九十四条の八第五項(第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第十項中「規定期定による国営土地改良事業」を「規定期定により國が行なう同項第一号若しくは第二号の事業又は」を削り、「規定期定による國営土地改良事業」を「規定期定により國が行なう土地改良事業」に改め、「第二項」より國が行なう土地改良事業」に改め、「第二項」とし、第七項又は前項に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 第一項の都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含む土地改良事業で国が行なう市町村特別申請事業(以下「国営市町村特別申請事業」という。)と一体となつてその効果が生じ、又は増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」という。)を行なう者その他国営市町村特別申請事業によつて利益を受ける省令で定める者から、その者の

2 第九十条の二を次のように改める。
(国営土地改良事業に係る特別徴収金)
第九十条の二 国、都道府県又は市町村は、国営土地改良事業（第八十七条の二第一項の規定により國が行なう同項第二号の事業、国営市町村特別申請事業及び第八十八条第一項の規定により國が行なう土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき第一百三十三条の一第三項の規定による公告があつた日（その日前に、農林大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際にすでに当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつてゐる場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより（都道府県及び市町村にあつては、条例で、）特別徴収金を徴収することができる。

3 第一項の特別徵収金の額は、国が徵収するものにあつては、國營土地改良事業に要した費用のうちその徵収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該國營土地改良事業につき前条第一項の規定により都道府県が負担する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、都道府県が徵収するものにあつては、國營土地改良事業につき同項の規定により都道府県が負担する負担金のうちその徵収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該國營土地改良事業につき同条第二項、第四項又は第五項の規定により都道府県が徵収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、市町村が徵収するものにあつては、國營土地改良事業につき同条第五項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徵収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とする。

4 国、都道府県又は、市町村は、第八十七条の二第一項の規定により國が行なう同項第二号の事業により造成された土地を第九十四条の八第五項（第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により取得した者又はその承継人が、これらの規定による土地の取得があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を第九十四条の八第四項（第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により公告されたその土地の用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項にお

省令で定めるものと除く。の管理（委託を受け行なうこれらの施設の管理を含む。）を行なう場合には、省令の定めるところにより、（都道府県にあつては、条例で）当該事業の実施細目について、当該事業の実施前に管理規程を定めなければならぬ。

農林大臣は、前項の規定により管理規程を定めたときは、省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を公布しなければならない。管理規程を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（予定外廃水の排除等のための措置）

第九十三条の三 国又は都道府県が管理規程を定めて農業用排水路の管理（委託を受けて行なう管理を含む。）を行なう場合には、第五十七条の三の規定を準用する。

第九十四条の三 第一項中「政令で定める土地改良施設」を「政令で定める基幹的な土地改良施設以外の土地改良施設」に改め、「その他の物件」の下に「（次条において）『一般土地改良施設に係る土地等』」という。」を加える。

第九十四条の四中「左に」を「次に」に、「土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件（以下この条において「土地改良施設に係る土地等」という。）」を「一般土地改良施設に係る土地等」と改め、同条第一号中「土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地改良施設」を「一般土地改良施設」に改め、同条第一号中「土地改良施設」を「一般土地改良施設」に改め、同条第一号中「土地改良施設」を「一般土地改良施設」に、「但し」を「ただし」に、「外」を「ほか」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第九十四条の四の二 農林大臣は、その管理する土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用させ、又は収益させることができる。

2 農林大臣は、第九十四条の三第一項の政令で定める基幹的な土地改良施設で国営土地改良事業によつて生じたものを発電事業、水道事業その他他の公共の利益となる事業の用に兼ねて供す

るため特別の必要がある場合には、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、これら

の事業を行なう者に対し、その土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件の共有持分を与えることができる。この場合には、農林大臣は、あらかじめ、これら

の事業を行なう者と協議して、その者に与えるべき共有持分、その対価の額及び支払方法、その土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項を定めなければならない。

（前項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件が、第九十条第一項の規定により都道府県に費用の一部を負担させた国営土地改良事業によって生じた土地改良施設を構成する土地改良財産である場合には、国は、政令の定めるところにより、当該都道府県に対し、当該土地又は工作物その他の物件につき前項後段の協議により定められた共有持分の対価の一部を交付金として交付することができる。

4 第二項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件については、その用途が廃止されるまでの間は、分割を請求することができない。

第九十四条の七中「前六条」を「第九十四条から前条まで」に、「外」を「ほか」に改める。

第九十四条の八第一項中「行う」を「行なう」に、「基き」を「基づき」に改め、同項に次の二条を加える。

第九十四条の八の二 農林大臣は、埋立予定地の全部又は一部及びその周辺の地域をその事業実施地域に含む農地保有合理化法人がある場合に、省令の定めるところにより、その埋立予定地に係る前条第一項の規定による公告前に、当該農地保有合理化法人に対し、その埋立予定地の所在、予定配分面積及び当該公告の予定日を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知に係る埋立予定地につき第六項において準用する前条第五項の規定により所有権を取得しようとする農地保有合理化法人は、省令の定めるところにより、当該埋立予定地及びこれにつき造成される埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地等」という。）の使用及び処分に関する計画を定め、その通知に係る前条第一項の規定による公告の予定日前に、その計画を記載した書面を添附して、配分申込書を農林大臣に提出しなければならない。

3 農林大臣は、前項の規定により農地保有合理化法人に配分される埋立予定地については、この限りでない。

ただし、次条第三項の規定により農地保有合理化法人に配分される埋立予定地については、

第九十四条の八第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「で自作農として農業に精進する見込のあるものうちから」を「のうちから」に、「左に」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「構成する者」の下に「社団たるその者に配分することが農用地保有の合理化法

中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 農林大臣は、前項の規定により配分通知書を交付したときは、遅滞なく、省令の定めるところにより、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添附した第二項の書面の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、省令の定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

第九十四条の八の二の次に次の二条を加える。

第五項 第二項の規定により配分通知書の交付を受けた農地保有合理化法人は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添附した第二項の書面の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、省令の定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

（前項の規定により配分通知書の交付を受けた農地保有合理化法人は、その交付に係る埋立予定地等を使用し、又は処分しなければならない。

第六項 第三項の規定による配分通知書の交付がある場合には、前条第四項から第八項までの規定を準用する。

第七項 第九十五条第一項中「若しくは農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会若しくは農地保有合理化法人」に、「又は農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会」に改め、同条第二項中「若しくは農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会若しくは農地保有合理化法人」に、「行う」を「行なう」に改め、同条第三項中「場合は」の下に「（総会を開かず）」を削り、「（総会を開かず）」を加え、「二以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他」を削り、「所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利」を「第五条第七項に掲げる権利」に改め、同条第三項中「場合は」の下に「第五条第三項」を加え、同条第五項中「構成する者」の下に「社団たる当該農地保有合理化法人の社員」を加える。

第八項 第九十五条の二第一項中「行う」を「行なう」に、「又は農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会又は農地保有合理化法人」に改め、同条第二項中「二以上の土地改良事業を包括したもの

に、「又は農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会」に改め、同条第三項中「第四十八条第六項前段及び第七項から第九項までの規定」を「第七条第五項及び第六項、第八条、第九条、第十条第一項及び第五項並びに第四十八条第四項及び第八項から第十項までの規定（第二項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三項の規定）」に、「同条第六項前段中「第五条第五項、第七条第四項及び第五項」とあるのは「第七条第四項及び第五項」と、同条第九項」を「第八条第一項、第四項第一号及び第六項中「定款」とあるのは「規約」と、第四十八条第四項中「第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意」と、前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」と、あるのは「第九十五条の二第一項の同意」と、同条第十項」に、「及び第九十五条の二第一項の同意をした者」を「、社団たる当該農地保有合理化法人の社員及び第九十五条の二第一項の同意又は同条第三項において準用する第四十八条第四項の同意をした者」に改める。

第九十六条中「行う」を「行なう」に、「第十二条第一項から第三項まで、第六項及び第七項」を「第五十二条第一項から第五項まで、第八項及び第九項」に、「第五十五条まで、第五十七条、第五十七条の二」を「第五十五条まで、第五十六条第二項、第五十七条から第五十七条の三まで」に、「第五十二条第三項中」を「第五十二条第三項から第七項まで」とあるのは「第五十二条第三項、第六项まで」とある。

第八項及び第九項並びに「に改める。
第九十六条の二第一項中「二以上の土地改良事業を包括したものを行ふに改め、
及び第七項」を「第五十二条第四項、第五項、第六項及び第九項並びに「に改める。
第五十五条第一項中「二以上の土地改良事業を包括したものを行ふに改め、その他の」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等の施行」に、
成事業の施行」を「農用地造成事業等の施行」に、「農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に
係る農用地造成地域内にある土地についての」に改め、同条第四項中「農用地造成事業」を「農用
地造成事業等」に、「第五条第四項」を「第五条第五項中「場合には」の下に「に改め、同条第五項
に「、第五条第六項及び第七項」を加え、同項に後段として次のように加える。
この場合において、第五条第六項及び第七項
中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは、「当該土地改良事業の施行に係る
地域に含めるには」と読み替えるものとする。
第九十六条の三第二項中「二以上の土地改良事業を包括したものを行ふに改め、その他」を削り、第
三項及び第四項を次のように改める。
3 第一項の市町村は、農用地造成事業等に係る
土地改良事業計画の変更（その変更により新た
な地域がその農用地造成事業等に係る農用地造成
地域の全部又は一部となるものに限る。）を
し、又は農用地造成事業等でない事業を農用地造
成事業等とするために土地改良事業計画の変
更をしようとする場合には、前項の三分の二以
上の同意及び土地改良区の同意のほか、その計
画の変更により新たに農用地造成地域の全部又
は一部となる地域内にある土地についての農用地
地外資格者についてその全員の同意を意なけれ
ばならない。
4 前項に規定する土地改良事業計画の変更につ
いては、その変更により新たに農用地造成地域の
全部又は一部となる地域につき第五条第五項
及び第六条の規定を準用する。
第九十六条の三第五項中「第四十八条第六項前
段及び第七項から第九項まで」を「第四十八条第六項前

四項及び第七項から第十項までに、「第四十八条第六項前段中「第五条第五項、第七条第四項及び第五項」とあるのは「第七条第四項及び第五項」を「第四十八条第四項中「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十六条の三第二項の三分の二以上の同意」と同条第七項中「第三項に規定する場合にあつては、これららの規定のほか、第五条第三項、第六項及び第七項」とあるのは「第九十六条の三第二項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三項及び第七項」を「同条第九項」を「同条第六項及び第七項」と、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

及び「」であるのは、「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十七条の二第一項」に改める。
「第三章 農業委員会、土地改良区、農業協同組合又は市町村の行う交換分合」を「第三章 交換分合」に改める。
第五十九条第二項中「第五十二条第三項から第五項まで」を「第五十二条第五項前段、第六項及び第七項」に改める。
第一百条の見出し中「農業協同組合」を「農業協同組合等」に改め、同条第一項中「農業協同組合」の下に「又は農地保有合理化法人（政令で定めるものを除く。以下この章において同じ。）」を加え、「行おう」を「行なおう」に改め、「総会の議決」の下に「（総会を置かない農地保有合理化法人にあつては、省令で定めるその機関の議決又は決定）」を加える。
第一百条の二第一項中「第五十二条第四項」を「第五十二条第六項」に、「第五十二条第五項」を「第五十二条第七項」に改める。
第一百八条第一項中「農業協同組合」の下に「、農地保有合理化法人」を加える。
第一百十一条の二十三中「第十八条第十一項から第十五項まで」を「第十八条第十二項から第十六項まで」に、「第十八条第十五項」を「、第十八条第十六項」に、「第十八条第十五項から第十七項まで」とあるのは「第十八条第十五項」を「第十八条第十六項」に、「第十八条第十六項から第十八項まで」とあるのは「第十八条第十六項」に改める。
第一百六条中「第八十九条の二第九項」を「第八十九条の二第十項」に、「但し」を「ただし」に改める。
第一百七条中「第九十四条の八第一項及び第四项」を「第九十四条の八第一項及び第五项（第十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）」に改める。
第一百八条第一項中「左に」を「次に」改め、「同項第二号中「土地改良区」の下に「又は連合会」を加え、同項第四号中「第五条第一項」の下に

第八項及び第九項並びに「に改める。
第九十六条の二第二項中「二以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「農用地造成事業の施行」を「農用地造成事業等の施行」に、
「農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地について」に改め、同条第四項中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等」に改め、「第五条第四項」を「第五条第五項」に改め、同条第五項中「場合には」の下に「第五条第六項及び第七項」を加え、同項に後段として次のように加える。
この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは、「当該土地改良事業の施行に係る地域に含めるには」と読み替えるものとする。
第九十六条の三第二項中「二以上の土地改良事業を包括したものを行はし、その他」を削り、第三項及び第四項を次のように改める。
3 第一項の市町村は、農用地造成事業等に係る土地改良事業計画の変更（その変更により新たなる地域がその農用地造成事業等に係る農用地造成地域の全部又は一部となるものに限る。）をなし、又は農用地造成事業等でない事業を農用地造成事業等とするために土地改良事業計画の変更をしようとする場合には、前項の三分の一以上の同意及び土地改良区の同意のほか、その計画の変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を意なればならない。
4 前項に規定する土地改良事業計画の変更については、その変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域につき第五条第五項及び第六条の規定を準用する。

四項及び第七項から第十項まで」に、「第四十八項第六項前段中「第五条第五項、第七条第四項及び第五項」とあるのは「第七条第四項及び第五項」を「第四十八条第四項中「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十九条第三項、第六項及び第七項」であるのは「第六条の三第二項の三分の二以上の同意」と、同条第六項の二第二項の三分の二以上の同意」と、同条第七項中「第三項に規定する場合にあつては、これららの規定のほか、第五条第三項、第六項及び第七項」とあるのは「第六条の三第二項に規定のほか、第五条第三項に規定のほか、第五条第三項及び第六項」であるのは「第六条第五項及び第七項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第一項」に改める。
第三章 農業委員会、土地改良区、農業協同組合又は市町村の行う交換分合」を「第三章 交換分合」に改める。
第九十九条第二項中「第五十二条第三項から第五項まで」を「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十七条の二及び「とあるのは「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十五条の二第五項から第七項」に改める。
第一百条の見出し中「農業協同組合」を「農業協同組合等」に改め、同条第一項中「農業協同組合」の下に「又は農地保有合理化法人（政令で定めるものを除く。以下この章において同じ。）」を加え、「行おう」を「行なおう」に改め、「総会の議決」の下に「（総会を置かない農地保有合理化法人にあつては、省令で定めるその機関の議決又は決定）」を加える。
第一百条の二第二項中「第五十二条第四項」を「第五十二条第六項」に、「第五十二条第五項」を「第五十二条第七項」に改める。
第一百八条第一項中「農業協同組合」の下に「農地保有合理化法人」を加える。
第一百十一条の二十三中「第十八条第十一項から第十五項まで」を「第十八条第十二項から第十六項まで」に、「第十八条第十五項」を「第十八条第十六項」に、「第十八条第十五項から第十七項まで」とあるのは「第十八条第十五項」を「第十八条第十六項から十八項まで」とあるのは「第十八条第十六項」に改める。
第一百六条中「第八十九条の二第十項」に、「但し」を「ただし」に改める。
第一百七条中「第九十四条の八第一項及び第十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。」に改める。
第一百八条第一項中「左に」を「次に」改め、「とあるのは「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十五条の二第五項から第七項」に改める。

16 (特定土地改良工事特別会計法の一部改正)
特定土地改良工事特別会計法(昭和三十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがい排水施設」を「農業用排水施設」に改める。

第三条中「法第九十条の二第一項」を「土地改良工事に係る法第九十条の二」に改め、「貸付料」の下に「、土地改良工事によつて生じた土地改良施設に係る法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価」を加え、「同項」を「第十四条第一項」に改め、「直接要する費用」の下に「、当該共有持分の付与に伴う法第九十四条の四の二第三項の規定による交付金」を加える。

第六条第二項中「第十二条第一号」を「第十二条第一項第二号」に改める。

第十一条の二中「法第九十条の二第一項の規定による徴収金」を「土地改良工事に係る法第九十条の二の規定による徴収金」に改める。

第十二条に次の二項を加える。

2 土地改良工事によつて生じた土地改良施設に係る法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価は、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するもの及び当該共有持分の付与に伴う同条第三項の規定による交付金の財源に充てるものとする。

(水資源開発公団法の一部改正)

17 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

第二十条の三中「第四十八条第八項」を「第八十七条第九項」に、「第八十七条第四項(第八十七条の二第四項及び第八十七条の三第六項において準用する場合を含む。)」を「第八十七条第五項(第八十七条の二第六項並びに第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項において準用する場合を含む。)」に改める。

18 八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律八郎潟新農村建設事業団法の一部改正)

第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第九十四条の八第四項」を「第九十四条の八第五項(同法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。)」に改める。

理由

最近における農業及びこれをめぐる諸情勢の推移にかんがみ、農村における土地及び水の農業上の利用とその他の利用との競合の増大に対処するため、換地に関する規定を整備し、及び土地改良施設の利用関係の調整に関する措置を定めるとともに、土地改良事業の計画的かつ効率的な推進を図るため、各種工事を組み合わせた総合的な土地改良事業の制度を設け、市町村が国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の施行を申請するみちをひらき、及び土地改良事業を行なうことができる者の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十七年三月二十三日印刷

昭和四十七年三月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局